

議案第103号

鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年11月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年鹿児島県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

（福祉手当）

第9条 福祉手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 職員が、福祉に関する業務に従事したとき（次号に掲げる場合を除く。）。

(2) 職員が、福祉に関する業務（児童相談所に係るものに限る。）に従事したとき。

2 福祉手当の額は、前項第1号に掲げる場合は勤務1月につき12,800円以内、前項第2号に掲げる場合は業務に従事した日1日につき1,000円以内とする。

第2条 鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「福祉手当」を「社会福祉業務手当」に改める。

第4条第1項第5号を次のように改める。

(5) 職員が、法第53条の12に規定する結核登録票に登録されている者に接し、処方された薬剤を確実に服用する指導その他必要な指導又は調査の業務に従事したとき。

第4条第2項ただし書を削る。

第9条を次のように改める。

（社会福祉業務手当）

第9条 社会福祉業務手当は、職員が社会福祉に関する業務に従事したときに支給する。

2 社会福祉業務手当の額は、業務に従事した日1日につき、1,000円以内とする。

第35条を次のように改める。

（夜間部従業手当）

第35条 夜間部従業手当は、職員が県立短期大学第二部の事務に従事したときに支給する。

2 夜間部従業手当の額は、事務に従事した日1日につき、580円以内とする。

附 則

（施行期日等）

1 この条例中第1条の規定及び次項から附則第4項までの規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第9条の規定は、令和2年4月1日から適用する。

（福祉手当に関する経過措置）

3 職員が第1条の規定による改正前の鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第9条の規定により支給されていた令和2年4月からこの条例の公布の日の属する月までの各月の福祉手当の額が、改正後の条例第9条の規定により支給される各月の福祉手当の額を超えることとなるときのその者の当該月の福祉手当の額は、改正後の条例第9条の規定にかかわらず、改正前の条例第9条の規定により支給された福祉手当の額に相当する額とする。

（福祉手当の内払）

4 改正後の条例第9条の規定を適用する場合には、改正前の条例第9条の規定に基づいて令和2年4月1日以後の分として支給された福祉手当は、改正後の条例第9条の規定による福祉手当の内払とみなす。

（提案理由）

本県職員の特殊勤務手当の見直しに伴い、所要の改正をしようとするものである。